

佐倉市長 藤 和 雄 様

佐倉市監査委員 山 口 勉
佐倉市監査委員 松 田 和 哲
佐倉市監査委員 川名部 実

平成 3 0 年度定期監査及び行政監査報告（第 2 回）

全国都市監査委員会の都市監査基準に準拠して、地方自治法第 1 9 9 条第 2 項及び第 4 項の規定により監査を執行したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり提出する。

記

第 1 監査の対象部署

1 予備監査及び監査委員監査

(1) 総務部

行政管理課、人事課、情報システム課

(2) 資産管理経営室

(3) 監査委員事務局

(4) 教育委員会

教育総務課、学務課、指導課、社会教育課、文化課、教育センター、
和田公民館、弥富公民館、根郷公民館、佐倉図書館、佐倉南図書館

2 書面審査

(1) 税務部

市民税課、資産税課、収税課

(2) 産業振興部

農政課、佐倉草ぶえの丘、産業振興課

(3) 土木部

土木管理課、道路維持課、道路建設課、治水課

(4) 危機管理室

(5) 会計室

(6) 議会事務局

(7) 農業委員会事務局

(8) 教育委員会

中央公民館、志津公民館、臼井公民館、志津図書館（分館含む）、
市民音楽ホール、美術館

3 実地検査

教育委員会

佐倉東小学校、小竹小学校、青菅小学校、井野中学校、佐倉東中学校

第2 監査の主眼及び方法

監査を実施するに当たっては、地方自治法第199条第1項の財務に関する事務、同条第2項の一般行政事務の執行が、同法第2条第14項（地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。）及び第15項（地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。）の規定の本旨に沿ってなされているかどうかについて、佐倉市監査事務処理規程に準拠し、試査による照合・質問・分析等、通常実施すべき手続きを選択し適用した。

監査項目及び着眼点は以下のとおりである。

- 1 予算執行が、適正かつ計画的、効率的に行われているか。
- 2 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。
- 3 工事及び委託事業等の契約事務が、随意契約も含め適正かつ効率的に執行されているか。
- 4 指摘事項は、是正又は改善されているか。
- 5 各種の帳簿、証拠書類は整備され、記載内容に整合性はあるか。
- 6 各種団体に支出している負担金の必要性及び効果は検証されているか。
- 7 情報システム調達の手続き及び費用対効果の分析は適切に行われているか。
- 8 市が保有する個人情報等が記載された文書は適正に管理されているか。

第3 監査の日程

平成30年10月22日から平成31年2月22日まで

第4 監査の範囲

平成30年度事務事業（必要に応じて過年度分も対象とした）

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

1 指摘事項

※ 指摘事項：法令等に違反し、又は不当と認められるため是正を求める事項若しくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※ 【措置済み】：軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

(1) 現金等取扱い事務について

ア 切手等の適正な管理（和田公民館、佐倉図書館）

切手等については、切手受払簿を備え付け、受払いを記載して私的流用等不正防止策としている。

しかし、切手受払簿に現在高の記載なしが1件（和田公民館）あった。

また、切手受払簿に受の記載誤りが1件（和田公民館）、訂正箇所の訂正印なしが2件（佐倉図書館）あった。

これでは切手受払簿の備え付けの目的を果たし得ないことから、今後は正確な記載をするよう徹底されたい。【措置済み】

(2) 契約事務について

ア 契約事務手続き不適（社会教育課）

佐倉市長期継続契約とする契約を定める条例では、長期継続契約を締結することができる契約は、その予定される契約総額が2,000万円未満のものに限るとされている。しかし、「平成30年度佐倉市社会教育施設機械警備業務委託」については、予定価格25,142,400円の契約を一般競争入札に付し長期継続契約で締結しており、条例違反である。

法令遵守を徹底し、厳格な再発防止策を講じられたい。

イ 随意契約締結の理由選択誤り（学務課）

随意契約締結の際、随意契約の根拠となる地方自治法施行令第167条の2第1項に記載されている理由の選択誤りが1件認められた。

事務処理要領等マニュアルの徹底及び組織内の内部統制機能を構築し、再発防止に努められたい。

ウ 予定価格書の作成漏れ（文化課）

随意契約を行うに当たっては、佐倉市財務規則第143条各号のいずれかに該当する契約を除き、事前に予定価格書を作成すると規定されている。

しかし、「旧堀田邸駐車場賃貸借」及び「埋蔵文化財掘削等業務委託（0.15～0.4バックホウ・回送車）」の2件については、予定価格書がないまま随意契約が締結されていた。

今後は、佐倉市財務規則を遵守した適正な事務処理をされたい。

エ 予定価格書の封入及び封印漏れ（行政管理課）

予定価格書の作成については、佐倉市契約事務要綱第10条第3項及び第4項に該当するものを除き、佐倉市財務規則第130条により、封筒に入れて封印し、保管しなければならないと規定されている。

しかし、「佐倉市文書管理システム利用業務契約」については、予定価格書が封入されていなかった。

また、「例規検索システムデータベース作成業務委託」、「例規検索システムソフトウェア使用契約」及び「審査基準システムソフトウェア使用契約」の3件については、予定価格書の封筒に封印がなかった。

予定価格書の封入漏れ等による第三者への予定価格の漏洩等重大なリスクを

抱えていることから、今後の再発防止に厳重に取り組まれない。

オ 予定価格の設定について（情報システム課、弥富公民館）

（ア） 情報システム課調達のシステムソフトウェア購入契約２件の入札に当たって、予定価格書を作成するため、設計金額の積算について複数の業者から見積書を徴しているが、１者入札を避けるべく見積金額のうち価格の高いものを参考としたため、予定価格が高額となったものがあった。

１者入札は、ややもすると高率落札につながりかねないことから避けるべきではあり、そのための予定価格の設定には困難が伴うのも事実であるが、これをもって予定価格を高め設定する理由とはならない。

今後は、予算の有効活用を前提とした予定価格の設定に努められない。

（イ） 弥富公民館における「平成３０年度夜間・休日等管理業務委託」の契約に当たって、随意契約の相手方から予定価格の設定に資する見積書を徴しているが、時間単価に一般管理費等間接経費が含まれているかの確認をすることなく、見積書時間単価に一般管理費を加算して予定価格を設定していた。その結果、同様の業務委託を締結する市内の他の公民館に比し予定価格が高額となっていた。幸い、契約額は市内６公民館とも同額の時間単価で締結されたため、実損は発生しなかったが、今後は予定価格の設定に当たっては慎重を期されたい。

カ 随意契約の理由不適（資産管理経営室）

「不動産鑑定評価業務委託」に当たって、佐倉市入札参加資格者名簿の登録業者であり、佐倉市内の不動産に精通していることを理由として１者と随意契約しているが、同様の要件に合致する者は複数存在する。入札の場合は、事前準備等で時間的制約があるものの、随意契約は極力避ける方向で入札を励行されたい。

（３） 佐倉市職員服務規程の遵守について（資産管理経営室）

佐倉市職員服務規程第２１条第１項では、職員に対する出張命令は、出張命令書により行われなければならないと規定されている。

平成３０年５月７日及び６月２６日の出張について、復命書の提出があったにもかかわらず、出張命令書に出張命令の記載がなく、旅費の支給もなされていなかった。

今後は、佐倉市職員服務規程の遵守に努められない。【措置済み】

（４） 固定資産台帳の整備について（資産管理経営室）

固定資産台帳の整備については、平成２８年度定期監査において、固定資産の全体把握について指摘をしたところである。

しかし、本年度においても、台帳記載漏れの新たな固定資産が発見されている現状にある。

財務諸表になるべく正確な実態を反映させるべく、財政課をはじめ各部局と緊密に連携を取りながら、固定資産台帳整備により一層努力されたい。

(5) 高等学校等奨学金制度の見直しについて（教育総務課）

平成28年度定期監査で高等学校等奨学金交付要綱について、高等学校等在学中の補助金の支払いが後払いとなっており、制度の目的である経済的困窮者の負担軽減を図っているとは言い難い現状にあることから、奨学金補助の制度趣旨を勘案し、有効な補助金制度となるよう同要綱の見直しをするよう指摘した。これに対し、担当課は奨学金制度に係る本来の制度趣旨が生かされるよう研究するとの措置を講じたにもかかわらず、その後の改善状況では利用者に配慮した制度運用を進めるとするも何ら改善策が講じられず、旧態依然として交付要綱の見直しに至っていない。いたずらに利用者意見の把握に時間をかけることなく、速やかな改善策を講じられたい。

(6) 印旛地区教育委員会連絡協議会の支出内容について（教育総務課、学務課）

印旛地区教育委員会連絡協議会に対して負担金を支出しているが、同協議会の決算報告書では毎年教職員人事対策費として内申事務に係る事務処理費用140,000円を支出している。県職員である教職員の人事作業は県固有の事務であり、人事作業に関する費用を同協議会で負担する理由は判然とせず、納得できる理由の提示がない状況にある。早急に事実関係を調査し、理由の開示について同協議会に強く要請されたい。

(7) 印旛地区小中学校校長会負担金について（指導課）

印旛地区小中学校校長会負担金については、従来から負担金支出の必要性を検討し、目的にそぐわない支出の是正を求めてきたところ、平成28年度決算から校長会の互助的組織と公益的組織の分離による透明化を図るとした改善意見があった。しかし、平成29年度印旛地区小中学校校長会の会計決算書では何らの改善措置が図られることなく、従来と同様の退職者への多額の記念品や餞別代として400万円弱が計上されていた。同会は市町の公的負担のみならず、会員の会費負担により収入が構成されていることから、一概に公費が退職者記念品等に充てられているとは断定できないが、互助的組織と公益的組織が混在していることから誤解を招きかねないこととなる。早急に会計単位を別とするとともに、経理区分の分離に当たっては、過去から同会が積み立ててきた積立金の帰属について、十分に吟味の上、適正な処理を図られるよう要請されたい。

(8) 印旛地区教育研究会第一部会小中学校音楽発表会の収支決算について（指導課）

印旛地区教育研究会第一部会小中学校音楽発表会に負担金を支出しているが、同会の収支決算では支出内容に全項目ラウンド数字である等の不審な点がみられた。出納簿を確認したところ、収支決算書との数値と不一致が認められ、収支決算書の集計が誤っていた。正確な収支決算書の作成及び支出内容のチェックを徹底されたい。

(9) 学校給食費の未納について（指導課）

学校給食費の未納が平成29年度末現在、未納者数149人で4,323,328円、未納率0.6パーセントとなっている。給食費は提供する献立の食材の調達に充てられるものであるが、現状、食材への影響はないものの看過できない関心事で

ある。児童手当からの徴収も可能であることから、早急に関係課と連携の上、未納額圧縮に努められたい。

(10) 佐倉市成人教育活動助成補助金について（社会教育課）

佐倉市成人教育活動助成補助金を佐倉市PTA連絡協議会に支出しているが、補助対象経費は同協議会のPTA活動の振興に寄与するために要する経費となっており、同協議会の年間経費全般が補助対象となっている。しかし、佐倉市成人教育活動助成補助金交付要綱第1条では趣旨として、社会教育法に基づく成人教育活動の推進を図るため、成人教育活動事業を行う同協議会に対し補助金を交付する旨定めているところである。同協議会は会則第2条の構成及び目的として、市内幼小中学校単位PTAの代表者で構成し、会員相互の親睦を図り、各PTA発展のため連絡、研究することを目的としているが、各年度の事業計画や活動報告を見ても、成人教育活動と呼べる明確な事業は見当たらない。

今後は、PTA活動経費に漫然と毎年補助金を交付することなく、事業成果を検証して必要性を見極められたい。

(11) 理科実験用薬品の管理について（井野中学校、佐倉東中学校）

理科実験用薬品の管理について、管理台帳と現物の突合を実施したところ、薬品の管理状況はおおむね良好であった。

しかし、井野中学校では、塩酸1本について、平成29年10月18日以降、台帳に定期点検の記録がなかった。

さらに、平成30年8月22日に使用した硫酸1本について、管理台帳の摘要欄への記載漏れがあった。

また、佐倉東中学校では、平成30年11月16日に使用した水銀1本について管理台帳の摘要欄、水酸化ナトリウム1本及び還元鉄1本について管理台帳の使用年月日の記載漏れがあった。

今後は、正確な管理台帳の記載等適正な事務処理をされたい。

【管理台帳への記載漏れについては措置済み】

(12) 個人情報等が記載された文書の管理について（農政課、産業振興課、土木管理課、道路維持課、危機管理室、資産管理経営室）

市が保有する個人情報等が記載された文書の保管場所について施錠がされていなかった。個人情報の記載された文書の紛失、盗難等による個人情報流失のリスクに備えるため、施錠可能な保管場所を確保したうえで、施錠を徹底されたい。

また、市役所における施錠可能な文書保管場所の確保は資産管理経営室の所管であることから、全庁的に施錠可能な保管場所の整備に努められたい。

2 意見

※ 意見：法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員からの提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

(1) 内部統制制度の構築について（行政管理課）

平成29年の地方自治法改正により、平成32年4月から指定都市を除く市町村の内部統制構築が努力規定として盛り込まれ、早晩、ほとんどの自治体が首長の責任で構築が課されることとなる。全庁的な内部統制の構築に当たっては、業務マニュアルや手続きの可視化を図り、業務に潜むリスクを把握することが肝要であるが、その作業を全庁的に進めるためにも行政管理課が全ての所属の核となることが求められる。中期的な視点から、速やかに作業日程等を明確にし、組織体制の確立を図られたい。

(2) 臨時職員の雇用の在り方について（人事課）

従来からの市の正規職員の削減により、臨時職員が増加しているが、雇用形態は週2日又は3日の短時間勤務がほとんどである。このため、採用される臨時職員の数は多数に上っており、採用や人事管理にも相当な支障が生じている。また、短時間勤務であるがゆえに、臨時職員自身の社会保険や配偶者手当等諸手当にも影響することから、さらなる短時間勤務に移行する者も続出している。細切れな人事管理は効率的な事務執行に支障を及ぼしかねず、また、昨今の働き方改革にも逆行している。

多様な勤務を求める者に限って短時間勤務を認め、市側からの短時間勤務要請は極力避けるような雇用形態を検討されたい。

(3) 市への受け入れ職員の配置の在り方について（人事課）

一部事務組合等他の公的機関から研修等の名目で派遣された者を市職員として受け入れて研修機会を与えている。しかし、研修実態は、受入れ時の研修目的と乖離した部署に配置し、研修項目とはおよそかけ離れた事務を担当させている現状にある。研修として受け入れる場合は、研修目的を考慮し、目的に沿った部署を選定し、当該部署に配置する必要性を担当課に確実に説明し、理解させたい。うえで配置し、さらに研修実績を記載させるなど研修効果を見極められたい。

(4) 指定管理者制度に対する評価制度について（資産管理経営室）

指定管理者制度導入事業での指定管理者選定に当たって、現在の運営形態は施設の担当課の意見が強く、民間のノウハウを施設運営に活かす指定管理者制度の本来の目的を果たしていない事例が見受けられる。また、指定管理者制度を導入したにもかかわらず、市職員の減員又は他部署への転用等効率的・効果的な成果を評価した実績もないことから指定管理者制度導入の成果も今一つ把握しきれない状況にある。早急に、指定管理者制度導入の是非や業者選定の適否、さらには、導入による効果測定の制度を整備されたい。

(5) 小学校教室の学童保育所への転用について（教育総務課）

小学校の学校教室については、少子化により生徒数が減少し普通教室に余裕が生じるところ、特別教室への転用により、市内23小学校のいずれにも余裕教室が皆無となっている。その結果、放課後の学童保育所を学校外に求めざるを得ず、学童に負担を強いている現状にある。

今後は、特別教室への転用を抑制し、余裕教室を増やすことによって、学童保

育所への転用を積極的に図るよう効果的な教室運用を検討されたい。

(6) 佐倉学事業について（社会教育課）

佐倉学事業として様々な事業を実施しているが、「佐倉学」の定義が曖昧で事業との関連付けが明確でないものが見受けられる。「佐倉学」の定義や位置づけを鮮明にして共通の認識のもと、事業施策を講じられたい。

(7) 調理室における調理器具の保管について（根郷公民館）

調理室では、利用者（グループ）の調理器具が保管されているが、公民館利用は広く市民に開かれたものとすべきであり、調理器具の保管の在り方について検討されたい。

(8) 魅力ある図書館づくりについて（佐倉図書館）

老朽化した佐倉図書館の建替えを核とした（仮称）佐倉図書館等新町活性化複合施設整備事業が進行しているが、建替えだけでは現状の図書の活字離れをくい止めることは困難である。年々減少する図書の貸出し数の向上策として、中長期的な視点からソフト面を重視した魅力ある図書館づくりを講じられたい。

(9) 書籍の更新について（佐倉図書館）

佐倉図書館に所蔵する書籍の中に、改訂版が出版されているにもかかわらず、旧版がそのまま置かれている書籍が散見された。法律や制度改正によって改訂された書籍を、旧版であると知らずに市民が利用することによって不利益を被るおそれがあるので、購入書籍の選定に当たっては、最新版の書籍を優先するよう努められたい。

(10) 天井改修工事について（佐倉南図書館、資産管理経営室）

佐倉南図書館閲覧室の天井は、平成29年度の調査の結果、平成25年度に改正された建築基準法施行令により、特定天井に該当する吊り天井として、脱落防止措置が必要となったことが明らかとなった。

建築基準法の規定により、遡及適用はされず改修の期限はないとはいえ、利用者の安全を守るため、早急に天井改修工事に向けた準備に取りかかれたい。

(11) 改正民法への対応について（監査委員事務局）

平成29年成立の改正民法が平成32年4月から施行されることにより、市が保有する債権の管理が大きく変更することになり、市が作成する契約書案も相当数改定する必要があると予想される。監査事務執行に万全を期すため、改正民法について研修するなどし、近い将来のかかる事態に対応されたい。